

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第一課

1. 基本情報

- (1) 国名：ケニア共和国（以下、「ケニア」という。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国内全域
- (3) 案件名：人材育成奨学計画
(The Project for Human Resource Development Scholarship)
- (4) G/A 締結日：2025 年 4 月 28 日

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における中核人材育成分野の現状・課題及び本事業の位置付け
ケニアにおいては、各開発課題の複雑さに比して、これらを所掌する政府機関・関係省庁の職員の能力ないし機構及び法整備上体制が、総じて不十分であるという現状がある。行政機構上の制度構築及び個々の行政官の能力向上が課題であり、「人材育成奨学計画」（以下「本事業」という。）の実施を通じ、政策立案・遂行の中核を担うことになる行政官等の育成が期待されている。特に、公共財政分野については、2022 年 9 月に発足した現政権下においても引き続き税収増及び債務削減が課題となっていることから、同国の中長期的な開発の上で、近年特に体制を強化していくことが求められ、早期に関連人材の育成に取り組む必要がある。

(2) 中核人材育成に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け
対ケニア共和国国別開発協力方針（2020 年 9 月）では、「経済成長に資する持続的開発と公平な社会発展への貢献」を基本方針とし、①経済インフラ整備、②産業開発、③農業開発、④ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、⑤環境、⑥地域の安定化を重点分野として定め、対ケニア共和国 JICA 国別分析ペーパー（2018 年 3 月）においても、①経済インフラ整備、②産業開発、③農業・農村開発、④ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ、⑤環境が重要であると分析していることから、当該分野を所掌する行政官の育成は既往案件との相乗効果を発揮する。

本事業は以下の開発課題及び二国間関係の強化に資する人材の育成を目的としている。

- ・ 行政機能の改善：開発課題として、「中央政府及び地方政府に係る行政能力の向上」「経済計画/政策及び公共財政管理/公共投資管理に係る能力向上」「法律策定・運用に係る能力向上」「都市及び地域開発計画/政策に係る能力向上」が含まれる。

(3) 他の援助機関の対応

類似事業を実施する主な援助機関として、韓国、英国、中国等による奨学金事業がある。

3. 事業概要

(1) 事業概要

① 事業の目的

本事業は、ケニア政府の中枢において活躍することが期待される若手行政官等が、本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、同国の開発課題の解決を図り、もって人的ネットワーク構築を通じた二国間関係の強化に寄与する。

② 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に、1期あたり最大13名（修士課程12名、博士課程1名）の留学生在が、本邦大学院において、ケニアの優先開発課題に係る知識取得のために修学（留学）することに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第1年次事業として実施するものである。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

学位（修士・博士）を取得する若手行政官等13名/期となる。（ジェンダー平等と女性のエンパワメントの推進のため、女性行政官の参加や能力向上を促進する取り組みを行う）

(2) 総事業費

258百万円（概算協力額（日本側）：258百万円）、B国債（5年）

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2024年7月～2029年3月を予定（計57ヶ月）

(4) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：公共サービス・実績・実施管理省（The State Department for Public Service, Ministry of Public Service, Performance and Delivery Management）

② 他機関との連携・役割分担：特になし。

③ 運営／維持管理体制：本事業の円滑な実施のために、ケニアにおいて運営委員会を設置する。運営委員会は、以下のとおり、同国政府関係者及び日本側関係者で構成し、次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を主に行う。

④ 運営委員会の構成：財務・計画省、公共サービス・実績・実施管理省、在ケニア日本国大使館、JICA ケニア事務所

(5) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICA はアフリカ地域で「アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）」（以下、「ABE」という。）を実施中。ABE は産業振興を通じた開発課題の解決に資する人材の育成、及び日本企業によるビジネスを促進する人材の育成を目的に、行政官のみならず民間人材も重点的に受け入れている。本事業は、行政官を対象に、分野横断的に行政官として必要な能力の強化を目的とすることで、ABE や他の研修事業との相互補完、相乗効果発現を狙う。また、「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や各分野の開発課題の解決を推進する行政官の育成を目指す。

2) 他援助機関等の援助活動：特になし。

(6) 環境社会配慮

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

(7) 横断的事項

安全対策：事業実施機関や事業実施者との情報収集・連絡協議体制の構築を行う。なお、本体事業者は、JICA 安全対策措置を参考として、適切な安全対策を検討・実施する。

(8) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】「GI(S) ジェンダー活動統合案件」

＜活動内容/分類理由＞留学生募集時に女性の応募勧奨を行い、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官の育成を推進するため。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

成功指標		基準値 (2024 年実績値)	目標値 (2030 年) (事業完了 1 年後)
留学する学生数 (名)	修士	0	12
	博士	0	1
留学生の学位取得率 (%)	修士	0	95
	博士	0	65

(注) 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得した者の中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

(注) 学位取得率については、4 期分の計画全体における目標値。また、下記 6. に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

(2) 定性的効果

- ・ 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定・政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化され、我が国との関係が強化される。
- ・ 留学生受入による二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化等に資する。
- ・ 本邦大学院における学位取得のための学習のみならず、キャリア形成に向けた研修等を通じて、自国の課題解決に向けてリーダーシップを発揮できる女性行政官が育成される。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件：

- ・ 同国政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ・ 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ・ 留学生が帰国後に復職できる。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

人材育成奨学計画において、より二国間関係ひいては外交に資する事業として JDS の戦略性を高めていくことにしたため、対象分野や対象省庁の選定にあたっては先方政府と十分な検討を行い、人事当局を選考過程に関与させる等して、二国間関係で重要となる省庁で主要政策を担う可能性が高く、帰国後の活躍がより見込まれる優秀な留学生候補を選定できるように工夫する。

7. 評価結果

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、同国における中核人材の育成、とりわけ行政能力の向上及び制度構築に資するものである。また、質の高い教育の確保を目指す SDGs ゴール 4

（教育）等に貢献するものであり、本事業の実施を支援する必要性は高い。

さらに、多くの帰国留学生が各省庁の要職に就き、同国政府に親日層のクリティカル・マスが形成されていくことで、同国が日本の外交政策を理解し、JICA事業等の円滑に実施する等、二国間関係を強化することに資するため、本事業を実施する意義は大きい。

これらに加え、第一次産業及び観光業に依存する経済構造を持つケニアの財政は新型コロナウイルス感染拡大の大きな影響を受け、G20 及びパリクラブによる「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」に合意している。したがって新たな債務負担を課すことは適当でないと判断され、無償資金協力として本事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

（１）今後のモニタリングに用いる指標

４．のとおり。

（２）今後のモニタリング取りまとめ時期

４．（１）に記載の目標年。ただし、定性的効果については、４年に一度調査を行い、取りまとめる。

以上